

2016年12月15日

平成28年度
「省エネ適合性判定に関する講習」
受講・受験案内 Ver5
(第4回受講者用)

主催 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
(国土交通省補助事業)

目次

1.	講習対象者.....	1
2.	受講・受験資格.....	1
3.	講習日及び会場.....	1
4.	カリキュラム.....	2
5.	受講料、受験料.....	2
6.	申込み方法.....	3
	(1) 注意事項.....	3
	(2) 受付期間.....	3
	(3) 受付開始時間.....	3
	(4) キャンセルによる仮受付再開.....	3
	(5) 本受付完了までの流れ.....	4
	(6) 請求書、領収書の発行について.....	5
7.	仮受付有効期限内、本受付後の変更.....	5
	(1) 受講・受験者の変更.....	5
	(2) 受講・受験会場の変更.....	5
	(3) 次回以降の振り替え.....	5
	(4) 本受付完了前のキャンセル.....	5
	(5) 返金について.....	6
	(6) 勤務先住所、氏名等変更時の届出.....	6
8.	受講・受験票の発送.....	6
9.	受講・受験当日の注意.....	6
	(1) 会場へのアクセス.....	6
	(2) 会場.....	6
	(3) 講習.....	6
	(4) 修了考査.....	6
	(5) 携行品.....	7
10.	修了考査の結果通知.....	7
	(1) 通知時期.....	7
	(2) 通知.....	7
	(3) その他.....	7
11.	不正申込みの禁止.....	7
12.	ホームページによる情報提供.....	7
13.	お問い合わせ先.....	8

建築物省エネ法の平成 29 年 4 月の施行が予定されている新たな建築物エネルギー消費基準への適合性判定の制度においては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の要件として適合性判定員の選任が必要とされます。この制度の円滑な開始のためには、施行前に一定数の方に、適合性判定員の資格要件を満たしていただく必要があることから、当財団では、国土交通省の協力のもとに事前講習として「省エネ適合性判定に関する講習」を追加開催することといたしました。

「適合性判定に関する講習」の修了者に発行する修了証が判定機関の登録に必要となります。本講習の修了者は、法施行後に実施される「登録適合性判定員講習」の修了者と同等に扱われる予定です。

1. 講習対象者

登録建築物エネルギー消費性能判定機関に登録予定の団体において、適合性判定員を目指す方が対象です。所管行政庁の職員の方は、今回の講習は受講できません。

2. 受講・受験資格

受講・受験できるのは、以下の①～③のいずれかに該当する方に限ります。

- ① 建築基準法第 5 条第 1 項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者
- ② 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- ③ 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

3. 講習日及び会場

講習日及び会場は、以下の通りです。

	開催地	講習日	会場	定員
第 4 回	東京 1	01 月 26 日(木)	JA 共済ビルカンファレンスホール 東京都千代田区平河町 2-7-9	180 名
	大阪	02 月 03 日(金)	千里ライフサイエンスセンター 大阪府豊中市新千里東町 1-4-2	140 名
	東京 2	02 月 13 日(月)	JA 共済ビルカンファレンスホール 東京都千代田区平河町 2-7-9	180 名

4. カリキュラム

講習終了後に修了考査を実施します。

時刻	内容	時間
9:00～9:30	開場、受付	30分
9:30～9:35	諸連絡など	5分
9:35～10:35	法の概要説明	60分
10:35～11:05	適合性判定の方法	30分
11:05～11:15	休憩	10分
11:15～12:45	適合性判定の方法	90分
12:45～13:45	昼休み	60分
13:45～14:15	適合性判定の方法	30分
14:15～15:15	例題演習	60分
15:15～15:25	休憩	10分
15:25～15:40	問題及び解答用紙配布等	15分
15:40～16:50	修了考査	70分
16:50～17:00	問題及び解答用紙回収、確認	10分

5. 受講料、受験料

受講料、受験料は、以下の通りです。

- ① 受講料：無料
- ② 受験料：21,600円（税込み）

6. 申込み方法

以下の（１）から（６）を確認のうえ当財団ホームページの仮受付フォームより申込みをお願いします。なお、郵送等による受付は行っておりません。

（１）注意事項

- 1) 第４回は 1社（支社、支店を問わず企業全体）あたりの応募人数を以下の通りとさせていただきます。予め社内にて調整をお願いいたします。

・東京1会場：5名

・大阪会場：5名

・東京2会場：5名

なお、制限人数を超えてお申し込みがあった場合は、システム上全ての方の申込みが無効となりますのでご注意ください。

- 2) 同一回の同じ会場に重複して申し込むことは出来ません。
- 3) 同一回の複数の会場に申し込むことは出来ません。
- 4) 受講のみ、受験のみのお申し込みは出来ません。必ず講習と修了考査の両方を受ける必要があります。
- 5) 受講と受験を異なる会場若しくは日程とすることは出来ません。
- 6) 修了考査で所定の成績に達しなかった事が判明したのちに、次の回に再度申し込みをして受講することは可能です。但し、講習と修了考査の両方を受ける必要があります。

（２）受付期間

受付期間は、以下の表の通りです。なお、定員に達し次第、受付を終了致します。

	開催地	講習日	受付開始日	受付終了日
第4回	東京1	01月26日(木)	12月19日(月)	01月13日(金)
	大阪	02月03日(金)	01月10日(火)	01月20日(金)
	東京2	02月13日(月)	01月19日(木)	01月31日(火)

（３）受付開始時間

開催地によらず、各受付開始日の14時00分となります。

なお、次の期間についてはシステムメンテナンスのため受付できませんのでご注意下さい。

- ・12月27日(火) 20時から1月10日(火) 14時
- ・1月18日(水) 20時から1月19日(木) 14時

（４）キャンセルによる仮受付再開

第４回の受付については、キャンセル若しくは申し込み状況によって、一度終了した受付を再開する可能性があります。この場合は、当財団ホームページにて予めお知らせいたします。

(5) 本受付完了までの流れ

※仮受付フォームの最新ページを表示するには『F5 キー』または『更新ボタン』を押してください。

以下の手順にしたがって受付を行ってください。

手順 1

仮受付フォームに必要事項を入力し、送信

手順 2

当財団からの「仮受付メール」を確認

- ・ 10 分以内に受信できなかった場合は、メールアドレスの入力ミス、受信側のセキュリティ設定等の原因が考えられますので、適合性判定員講習係までご連絡下さい。

以下の**手順 3、4**を仮受付有効期限までに行ってください。仮受付有効期限は、**手順 2**の仮受付メールに記載しています。

※仮受付有効期限は、仮受付日当日から起算して 4 営業日までとなります。仮受付有効期限までに手続き完了の確認ができない場合は、自動的に仮受付は取り消しとなります。

手順 3

受験料振り込み

- ・ 受験料を以下の指定口座にお振り込みください。
- ・ 受験料は前払い制です。
- ・ 振込手数料は各自ご負担下さい。
- ・ 指定振込先

口座名義 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

口座番号 みずほ銀行 新橋支店 (普通) 777980

手順 4

FAX 送信

- ・ 仮受付有効期限までに、以下の書類のコピーを、FAX にてお送り下さい。
- その際、必ず**手順 2**仮受付メールに記載されている【仮受付番号】を送付書類すべてに書き添えて下さい。

(1) 「資格証明書類」の写し

	受講資格	資格を証明する書類
①	建築基準法第 5 条第 1 項の 建築基準適合判定資格者検定に合格した者	建築基準適合判定資格者合格通知書 又は建築基準適合判定資格者登録証
②	建築士法第 2 条第 2 項に規定する 一級建築士	一級建築士免許証 又は一級建築士登録証明書
③	建築士法第 2 条第 5 項に規定する 建築設備士	建築設備士試験合格証書 又は建築設備士講習受講証書 又は建築設備士登録証 又は建築設備士登録証明書

※複数の資格を保有している場合でも、**手順 1**仮受付フォームで選択した資格を証明できる書類のみで構いません。

※仮受付フォームの入力氏名と資格証明書類の氏名が婚姻等の理由により異なる場

合は、戸籍抄本または謄本を適合性判定員講習係宛に簡易書留にて郵送してください。なお、戸籍抄本または謄本は、各回に定めている受付終了日までに必着のこと。

(2)受験料振込の際に金融機関が発行した「領収書」か「ATM 振込票」のコピー

※インターネットバンキングでのお振込みも可

その際は「振込日」「振込人名義」「振込金融機関名」「金額」の4点が分かる書類を添付してください。

・ FAX送信先：03-3222-6100 適合性判定員講習係宛

手順5

当財団からの「本受付完了」のお知らせメールを確認

※手順3、4で定めるすべての手続きが終了したことを確認してメールいたします。仮受付有効期限までに終了しなかった場合には、仮受付キャンセルとなります。

(6) 請求書、領収書の発行について

請求書の発行はいたしません。

また、領収書については、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

7. 仮受付有効期限内、本受付後の変更

(1) 受講・受験者の変更

仮受付有効期限内、本受付完了後ともに受講・受験者の変更は認めません。

(2) 受講・受験会場の変更

異なる回の会場への変更はできません。同一回の会場変更に限り、変更後の会場に空きがあれば変更可能です。但し、変更の手続きは、変更前後の受付終了日のうち早く終了する日までとします。

当財団ホームページにて空き状況を確認し、仮受付フォームより再度申し込みを行ってください。その際、通信欄に「会場変更希望」、「仮受付番号または受講・受験番号」を必ず記載してください。

なお、本受付が終了している方については、あらためて必要書類（資格証明書類（受付時の資格条件に変更がない場合）、受験料振込の際に金融機関が発行した「領収書」か「ATM 振込票」のコピー）を送付していただく必要はございません。

既に受講・受験票を発送済みの場合は、改めて発行いたします。

(3) 次回以降の振り替え

理由の如何によらず、次回以降の講習への振り替えは行いません。

(4) 本受付完了前のキャンセル

「本受付完了」のメールが発信される以前に限り、申込みをキャンセルすることが可能です。

適合性判定員講習係に電話にてご連絡ください。その際、「仮受付番号」、「氏名」、「生年月日」をお知らせください。

(5) 返金について

定員超過等により当財団からお断りした場合、主催者判断により中止した場合、当財団の責により受講・受験できなかった場合を除き、お振り込みいただいた受験料は返金いたしません。

また、本受付終了後に直前の修了考査で所定の成績を修めた事が判明した場合についても、お振り込みいただいた受験料は返金いたしませんので予めご了承ください。

(6) 勤務先住所、氏名等変更時の届出

適合性判定員講習係までご連絡ください。

8. 受講・受験票の発送

受講・受験票は、本受付が完了した方について勤務先住所に順次送付いたします。

講習日の1週間前になっても受講・受験票が届かない場合は、必ず適合性判定員講習係までお問い合わせ下さい。

9. 受講・受験当日の注意

(1) 会場へのアクセス

1) 会場に駐車場を確保しておりません。できるだけ公共交通機関を利用してください。

(2) 会場

- 1) 受講・受験票に明記された会場で受講、受験を行ってください。
- 2) 受付後、指定された座席に着席し、受講・受験票を机の通路側に置いてください。

(3) 講習

1) 講習開始後10分以上経過した遅刻者は、理由の如何によらず受講を認めません。

(4) 修了考査

- 1) 講習を受講した方のみ受験できます。
- 2) 机の上には講習テキスト、HBまたはBの黒鉛筆（シャープペンシル含む）、消しゴム、時計（携帯電話等の時計機能は使用不可）以外のものは置かないでください。
- 3) 講習中に行った書き込み、マーカー、付箋（インデックス）貼付がある講習テキストについても持ち込みを認めます。
- 4) 中途退室は認めません。
- 5) 考査終了後に問題用紙は回収します。問題用紙を持ち帰った場合は、失格とします。
- 6) 受講・受験票は、考査終了後必ず持ち帰り、考査結果が届くまで保管してください。

(5) 携行品

必ず携行するもの

1) 受講・受験票 (顔写真を必ず貼付)

※受講・受験票を持参しない場合、受講・受験票に顔写真の貼付がない場合は、受講・受験できません。

2) 身分を証明するもの (本人確認をする場合がありますので、顔写真付きの証明書 (一級建築士免許証、建築設備士登録証 (カード)、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード (写真付)、社員証等) を必ず持参してください。)

3) HBまたはBの黒鉛筆 (シャープペンシル含む)

4) 消しゴム

携行できるもの

1) 筆記用具

2) 時計 (携帯電話等の時計機能は使用不可)

10. 修了考査の結果通知

(1) 通知時期

・同一回の全ての講習会終了後、翌年2月末を目途に通知します。

(2) 通知

・修了者については、「受講完了証」、「講習・考査修了証」を送付します。「講習・考査修了証」は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録の際に必要となりますので大切に保管してください。

・修了考査で所定の成績に達しなかった者については、「受講完了証」、「修了考査結果通知書」を送付いたします。

※「受講完了証」は、受講したことを証するものであり、修了考査で所定の成績を修めたことを証するものではありません。したがって、本証をもって、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合性判定員の適格性を証する書類として、機関登録の申請に添付することはできません。

(3) その他

・考査結果、採点内容等に関する問い合わせには、一切応じられません。

11. 不正申込みの禁止

受付時の申請事項、資料に虚偽記載がある等不正申込みが発覚した場合は、結果を取り消します。

12. ホームページによる情報提供

当財団のホームページ (<http://www.ibec.or.jp/>) に、講習及び修了考査受験に関する情報を掲載しますので、随時確認してください。

13. お問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（平日 9:30-17:30）
建築研究部 適合性判定員講習係
TEL 03-3222-6997